

まこと新聞

発行者
高島まこと
後援会長
明石 直大
亀山市辺法寺町
205
86-4503



12月議会一般質問

皆様、明けましておめでとうございます。高島まこと後援会です。

昨年は、皆様どの様な年でしたか？今年の高島まこと後援会と致しましても更に飛躍してより良い街づくりを目指していきますので、よろしくご理解、ご協力をお願いします。



さて今回のまこと新聞21号は、12月度 定例議会一般質問を中心にご報告したいと思います。質問は、3項目させて頂きました。

- ～1. 通学範囲の基準と実態について
 - ～2. 防犯灯、街路灯について
 - ～3. 獣害について
- を詳しくお伝えしたいと思います。

通学範囲について

高島：政府国会のほうは、人口減少を踏まえて、公立学校の再編を託すために、公立中学校を統廃合しようということを見直そうと議論もされていると思います。今回、通学範囲をお伺いします。

亀山市として通学範囲の基準と実態というのを教えていただきたいのと、小学校での一番長い通学児童は一体どれくらい歩いて通っているのかということと、私たちの学校区である中部中学校で一番長い自転車通学の地域、またそれ以上の学校はあるのかというのをまずお聞かせ

願いたいと思います。

答弁：まず基準でございますが、通学範囲の基準につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であることと規定されております。

それと、現在の通学で長い地区ということでございます。まず小学校につきましては、最も遠くから徒歩で通学しているのが亀山東小学校区の菅内町本郷地区の児童で、約3.7キロメートル、所要時間は約50分でございます。続きまして、中学校について最も遠くから自転車で通学しているのが中部中学校の安坂山町坂本地区の生徒で、距離が約10キロメートル、所要時間は約1時間でございます。

高島：国のほうで基準としてはおおむね小学校で4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロ以内ということで約50分、小学校で約3.7キロメートルで50分とありますけれども、基本的に大人が歩く速度で50分じゃないのかなあと僕は思います。坂本地区から自転車で、行きは10キロ、下り坂が多いですので、すうっと行くんですけども、帰りは、登り坂を10キロを毎日行き帰りするわけですね。合計すると20キロという距離に行くわけです。私の感想から言えば劣悪な通学路を通じていかなければならない状況に今なっておると思います。それで、改善はしていつてもらえると思うのですが、この小学校の一番長い3.7キロ、そして中部中学校における坂本地区10キロ、行って泊まってくるわけと違います。行ったらその日のうちに帰って来なくてははいけません。20キロを毎日通っておるということをやまずどういふ感じしているのか、教育長に一度聞き致します。

教育長：教育委員会といたしましては、安全面や防犯面、地理的な事情や大雨等の気候にも配慮し、実際、中学校におきまして日の出とか日の入りの時刻等も定期的に調べ、部活動などの開始時刻や終了時刻を決定するとともに、教職員による下校指導も行っているところでございます。そういった状況の中で、こちらとして配慮できることについて配慮させていただいているということで、子供たちは元気に通ってきてくれておるというのが実情でございます。

高島：子供たちは元気と言われますけれども、子供たち元気に毎日20キロやったらへとへとです。、基本的にそれは国が決めておるわけでしょう、それを越えて6キロから10キロ、4キロも余分に、1日にすれば8キロですよね。それを余分に自転車をこいでおるのはどうなのかなあとと思います。まずもって聞きたいのが、国の定めるところの6キロを無視してやっておるわけでしょう。1日合計8キロ延ばしておるということは、教育長としては元気に行っておるんでいいのかなと先ほど言われましたけれども、国の基準を越えておるという、部分について、どう思われますか、教えてください。

教育長：通学の距離につきましては、個々にさまざまな実態がございますし、全国的に見ても、例えば統廃合によって距離が長くなったりとか、その分を子供たちスクールバスで扱うとか、さまざまな全国的には状況がございます。

この坂本地区の実態がございますけれども、かつては分校とかそういった時代から、いろいろな統廃合を進めてこのような形になってきているというふうな認識をさせていただきますけれども、子供たちの気持ち、考えを直接聞いたことが私はございませんので、またそういった機会も捉え、どのように思っているか、また聞きつつ検討

させていただきたいと思います。

高島：教育長として子供の声を聞くのは僕は一番だと思いますけどね。私、聞いたことないで知らんわって、それも余りにも適当な話かなあとと思います。期待ばかりして、そうしたら学校は自分で行け、元気でやっておるんでええのや、10キロでええのやというのは、僕は到底おかしいと思う。それは地域の事情やと言いますが、地域の事情がある上に、その中に国が定めるところにより6キロ以内というのがある。私は先ほど聞いておるのは、その6キロ以内を超えておると、国の定めるところにより10キロ走らせておるとするのは、教育長としてどう思いますかと聞いておるんです。私は聞いたことないで知らんというのが、それが答えなんではなかね。児童に聞いたことないで知らんというのも1つの答えかも知れない。しかしながら、その前で教育長という札を上げて座っておる以上、それではあかんのです、基本的に。そうしたらどうするかというたら、その基準を超えていいのか悪いのか、子供の声を知らんと言われたら、それもちよっといささかおかしいなあとと思います。国の基準を超えておるという1点に絞って、それでいいのか悪いのか、もう一度お伺いさせていただきます。

教育長：私も直接子供たちの声を聞く機会は今現在のところございませんけれども、ずうっとこれまでから管轄のそれぞれの中学校において、学校のほうでさまざまな安全性とかそういったもの、それから子供たちの鍛えるという視点、いろんな角度からこれまで検討も出されてきて、それぞれの学校の対応してきているのは事実でござい

ます。

この距離が適正かどうかということは、一応国の基準といたしますか、学校の統廃合も含めた意味合いも持つ中での基準というふうなこともございますので、多方面から検討をしていく必要があるかなというふうには考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

防犯灯、街路灯 について

高島：防犯灯のほうはLEDに変えて頂いて、まちの中をきれいな状態に保っている事と承知しております。その中で、街路灯について、設置基準とは一体何かということをお聞かせ願いたいと思います。

答弁：街路灯、道路照明灯ということでございますけれども、おおむね県管理の道路と、また市管理の道路それぞれでございます。県管理道路の照明につきましては、道路分類や周辺の状況及び交通量、歩行者数、橋梁や交差点の形状、設置費等総合的に勘案し、道路照明施設設置基準に基づき、現場状況に応じた判断により設置していると県のほうから伺っております。

市のほうの設置基準でございますけれども、現在市では3つの方法により明かりの整備による安全・安心なまちづくりにつながる施策を進めております。道路交通における安全対策の観点から、道路照明灯として主要な交差点、もしくは橋梁等、ナトリウム灯110ワットから200ワットの灯部を設置しております。

次に、集落と集落を結ぶ通学路に、小・

中学生の安全対策から、挙動が確認できる程度の明るさ80ワットの灯部を電柱共架などにより通学安全灯として設置しております。

高島：中部中学校地内で通学される児童の親御さんから、この国道306号線も暗いと、要望をいただいて、稲垣部長のほうに申請をしたと私は思います。そこで県から返ってきた回答を読ませていただきますと、国道306号線沿いで車両の通行が多く、明るい判断し、設置はいたしません。おかしいと思いませんか？道路というのは車が走って明るいもんで、それが通行量が多いのでつけませんという話も、それは県からいただいた答えをこっちにきていますが、それでああそうですかと引き下がる市のほうも僕はおかしいと思う。県に対して市から猛烈に抗議をするべきやと思いますけれども、建設部長、どうでしょうかね。

答弁：今議員がおっしゃってみえる場所につきましても、確かに県管理の道路でございまして、私どもとしてはその旨お伝えをして進達をさせていただいているところでございます。おっしゃるように地域の皆さんの声として再度道路管理者のほうにも要望をさせていただくように努めさせていただきます。

獣害について

高島：先般、日本哺乳類学会のほうで新しい試みとしまして、動物の硝酸塩だんごというのをつくれば、鹿が食べて、それでころっと酸欠になって死んでしまうというのが、静岡県が開発をされました。今現在、

研究はされておる段階ではございます。農政の方としても資料を集めているかと思えます。実験、取り組みについて今後どの様に取り組んでいくのかお聞かせ下さい。

答弁：議員ご紹介の鹿に対する捕獲方法の話ですが、静岡県で行っておられるのが、硝酸塩入りの餌を食べさせることによって、体内で酸素欠乏を促し駆除する方法でございまして、鹿もその反すう動物に入るわけでございますので効果があるというところでございます。

実際研究されておるのは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターというところが、2012年度から研究開発が進められておりまして、今議員おっしゃいましたように、本年9月6日に日本哺乳類学会でその研究成果が発表されたということでございます。同センターによりまして、現段階においては製品化に向けてさらなる研究開発に取り組んでいるところであり、法的な整備等も必要であるというところでございます。当市におきましても、深刻な農林作物被害をもたらすニホンジカを含む有害鳥獣の対策につきましても、その有効な手だてについて今後の研究開発経過に注視してまいりたいというふうに考えております。

高島：法的に、問題はないだろうという結論を私は聞いておりますけれども、それに当たってのこの亀山市に適合するのかなのかというのがありますけれども、基本的にまずそういうのを研究して、できるもんなら早々に取り入れて、被害をなくしていこうという思いでおるということを僕は確認したと思っております。次回もとことん納得のいくまで質問させていただきます。